

令和7年度当初予算
強い農業づくり総合支援交付金
(食料システム構築支援タイプ) の公募要領

令和7年1月

農林水産省農産局

第1 趣旨

農業者の減少や農産物等の輸送能力不足、食料安全保障上のリスクの高まり等への対応が急務であり、需要に応じた生産から流通までの垂直的かつ持続可能な取組が不可欠であり、また、「食料・農業・農村基本法」（平成11年法律第106号）の見直しを踏まえた、新しい農業のモデルとなる取組の推進が必要です。

このため、「食料システム構築計画に係る承認規程」（令和7年1月9日付け6農産第3739号農林水産省農産局長通知）により承認を受けた食料システム構築計画に参画する主体が実施する計画の目標達成に必要な取組を本事業により支援します。

なお、「スマート農業技術活用促進法」（令和6年法律63号）に基づく「生産方式革新実施計画」及び「農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律」（令和元年法律第57号）に基づく「輸出事業計画」（ただし、「フラッグシップ輸出産地」に認定された産地が策定するものに限る）の認定を受けた計画のうち、本事業目的に沿った内容が記載されている計画については、食料システム構築計画とみなすことができます（以下「食料システム構築計画等」という）。

本公募は「全国を取組」（原則、供給調整機能を有する施設、補助事業で整備する施設及び受益する生産者が都道府県をまたぐ取組）を対象とします。

第2 事業概要

食料・農業・農村基本法の改正を踏まえた、食料システムを構築するため、実需とのつながりの核となる者と農業者・産地等が連携し、生産から流通に至るまでの課題解決に必要な取組を支援します。

第3 応募者の資格等

応募者は、食料システム構築計画等に位置付けられた者とし、次の三つの機能を具備・強化する取組を行うものであって、都道府県、市町村、公社（地方公共団体が出資している法人をいう。）、農業者、農業者の組織する団体（農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人（農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第72条の10第1項に規定する事業を行う法人をいう。）、農事組合法人以外の農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する法人をいう。）、特定農業団体（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第23条第4項に規定する団体をいう。）等）、民間事業者とします。

1 生産安定・効率化機能

農業者が減少傾向にある中で、安定的な取扱量を確保するための生産拠点地域・面積の拡大、農業用機械・施設の合理的配置・利用、分業・受託体制の構築、生産安定化・単収向上等のための技術の導入・定着、労働力の融通・省力化、農業生産を支援するサービスの活用等を行うことにより、連携者（拠点事業者が農業生産を行う場合にあっては、拠点事業者を含む。以下同じ。）の生産を安定化・効率化する機能。

2 供給調整機能

気象的要因等による生産量や出荷時期の変動が大きくなる傾向にある中で、実需者に対する供給の安定性を向上させるための加工・貯蔵施設や生産量を予測・調整する

ためのシステムの運営等を行うことにより、その変動を吸収し、実需者への供給を調整する機能。

3 実需者ニーズ対応機能

消費者のニーズが高度化する中で、実需者が求める農産物の安全・衛生、環境配慮、扱いやすい荷姿・配送頻度等のニーズを把握し、それらを踏まえて、連携者である生産者・産地全体での生産工程管理の実践の促進、加工適正、農産物の規格・容器・輸送システムの統一・簡素化等を行うことにより、実需者ニーズに的確に対応する機能。

第4 事業実施計画の手続

- 1 食料システム構築計画等に位置付けられた者は、以下に基づき事業実施計画を作成し、食料システム構築計画等を添付して地方農政局長等（北海道にあっては北海道農政事務所長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長をいう。以下同じ。）に提出し、その承認を受けるものとします。

なお、事業実施計画の申請に当たり、コンソーシアムをとることも可能です。コンソーシアムで申請する場合にあっては、意思決定の方法、事務処理及び会計処理の方法並びにこれらの責任者、財産管理の方法、公印の管理及び使用の方法並びにその責任者、内部監査の方法等を明確にした組織の運営に係る内容が記載された規約が定められている必要があります。

- 2 地方農政局長等は、事業実施計画の提出を受けた場合は、その内容を審査するとともに、その内容が適切であると認められる場合には、農林水産省農産局長（以下「農産局長」という。）に提出するものとします。

第5 事業実施計画の目標等

1 推進事業

推進事業にあっては、以下のいずれかの成果目標を一つ設定してください。

- （1）販売額又は所得額の10%以上の増加
- （2）契約栽培の割合を10%以上増加させ、かつ、契約栽培の割合全体を50%以上とすること
- （3）需要減が見込まれる品目・品種からの需要が見込まれる品目・品種への転換率を80%以上とすること
- （4）労働生産性の10%以上の向上
- （5）生産から流通・消費段階に至るまでの廃棄ロス率の5%以上の削減

2 整備事業

強い農業づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプの配分基準について（令和4年4月1日付け3農産第2895号農林水産省農産局長、農林水産省畜産局長通知。）の別表1-1-①、③、④において定めるものとし、達成すべき成果目標基準を満たすことが見込まれる類別を2つまで選択してください。

なお、成果目標基準の設定に当たっては、以下のメニューとします。

- （1）土地利用型作物
- （2）畑作物・地域特産物

- (3) 果樹
- (4) 野菜
- (5) 花き
- (6) 国産原材料サプライチェーン構築
- (7) 農畜産物輸出に向けた体制整備
- (8) みどりの食料システム戦略の推進
- (9) 産地における戦略的な人材育成の推進

3 実施期間

食料システム構築計画等の実施期間以内とします。ただし、計画初年度から3年以内とします。

4 目標年度

食料システム構築計画の終了年度の翌々年度とします。

生産方式革新実施計画、輸出事業計画の終了年度とします。ただし、5年以内とします。

第6 事業実施計画の選定

第3の応募者より提出された応募申請書類について、審査の観点に基づき、農林水産省農産局（以下「農産局」という。）に設置する選定審査委員会の審査を経て、応募者の中から事業実施計画を選定します。

1 選定審査委員会の審査の方法及び手順

(1) 一次審査

農産局及び地方農政局等の品目等の事業担当部署（以下「事業担当部署」という。）は、申請書類が要件を満たしているかを確認するとともに申請のあった取組（要件を満たしたものに限る。）を実施した場合の課題点及び意見を整理するとともに3による採点を行います。

ただし、以下の場合にあっては、不採択とします。

ア 過去3ヶ年に「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和30年法律第179号）第17条第1項又は第2項に基づく交付決定取消のある応募団体（共同機関を含む。）

イ 3の(5) 審査基準の有効性、効率性及び実現性に掲げる内容について、1つでも0点となった場合

(2) 二次審査

委員会の外部委員は、一次審査を通過した取組について、一次審査で使用した書類並びに事業担当部署による説明及び質疑応答を元に審査・採点を行うものとします。

なお、応募者自らが委員会において説明したい意向がある場合は、事業担当部署に代わり応募者が説明することができます。

その場合に発生する旅費等の支給は行わないものとします。

2 選定審査委員会

選定審査委員会は、外部有識者を含む選定審査委員（以下「委員」という。）により審査を行い、それらの評価結果を基に事業実施計画の承認候補を選定します。

選定審査委員会の議事及び審査内容については非公開とし、候補の選定に関する審査の経過、選定結果等に関する一切の質問を受け付けません。

3 審査の観点

選定審査委員会における審査の観点は、以下のとおりとします。

- (1) 食料システム構築計画等の内容が、生産事業体としての特徴を明確に有し、かつ、新しい農業の姿として波及性・再現性が期待される構成となっているか。
- (2) 食料システム構築計画等の内容が、拠点事業者が3つの機能（生産安定・効率化機能、供給調整機能、実需者ニーズ対応機能）を強化するために、ハード・ソフト両面の取組を総合的・効果的に実施するものであるか。
- (3) 対象品目が、国産品への需要に対して、より一層安定的な供給が求められている品目であるか。
- (4) 事業実施計画が有効性、効率性、実現性を有しているか。

4 事業実施主体の選定

農産局長は、選定審査委員会による選定結果に基づき、事業実施計画を選定するとともに、応募者に対し、選定された旨、されなかった旨を地方農政局長等を通じてそれぞれ通知するものとします。

第7 応募方法等

1 応募申請書類

以下の資料について提出期限内に提出してください。なお、提出された資料については、原則、差し替えは認めません。

また、必要に応じて追加資料の提出依頼や、選定審査委員会に向けたヒアリングを行うことがありますので御留意願います。

- (1) 事業実施計画（推進事業）：交付等要綱別紙様式1号の2別添1から6まで
- (2) 事業実施計画（整備事業）：交付等要綱別紙様式1号の2別添7

2 応募方法

応募期間及び提出先（問合せ先）は以下のとおりです。

(1) 応募期間

令和7年1月27日（月）～令和7年2月3日（月）午後5時（必着）

(2) 提出先（問合せ先）

別掲1のとおりとします。

ただし、問合せについては、月曜日から金曜日まで（祝祭日を除く。）の午前10時～午後5時（正午から午後1時までを除く）とします。

(3) 応募申請書の提出方法

問合せ先の送付先アドレスを確認し、件名を「強い農業づくり総合支援交付金（直採事業）の申請書類（応募者名）」とし、本文に「連絡先」と「担当者名」を必ず記載し、申請書類を添付のうえ、電子メールで提出してください。

また、添付するファイルは圧縮せずに、1メール当たり7メガバイト以下とする

とともに、複数の電子メールとなる場合は、件名の応募者名を「応募者名・その○」とする。電子メール受信の確認のため、送付後に問合せ先までご連絡ください。